

琉球大学学術リポジトリ

<翻訳紹介>ロースクール（法科大学院）規則（2）

:

ハワイ大学ロースクール予備入学プログラム規則及び学業に関する異議申立規則

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-08-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永田, 均, 武田, 昌則, Nagata, Hitoshi, Takeda, Masanori メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1564

翻訳紹介

ロースクール（法科大学院）規則（2）

琉球大学大学院法務研究科

教授 永田 均

助教授 武田 昌則

前74号でハワイ大学ロースクール学則の翻訳を紹介したが、本号では、これと一体をなす「予備入学プログラム規則及び学業に関する異議申立規則」の翻訳を紹介する。

学業に関する異議申立規則は、日本における全国の法科大学院においてその整備・導入が実施・検討されているところであるが、ハワイ大学ロースクールの規定には、学生の利益と学内の秩序維持の調和を図る規定が多数設けられており、これからのあるべきロースクールを手探りで模索しながら作ってゆこうとする日本のロースクールの創成期に係わるわれわれ教員にとっては、大変示唆に富むものとなっている。

ハワイ大学ロースクールの予備入学（プレ・アドミッション）プログラムは、太平洋諸島の出身者がハワイ大学ロースクールに入学することができるよう、予備学生として1年間入学させた上で、所定の履修条件をクリアした者については正規の学生としての入学を認めるというものである。このプログラムについては、琉球大学法科大学院がハワイ大学ロースクールのAviam Soifer研究科長を招聘して、2005年3月に開催したシンポジウムにおいても、聴衆や地元沖縄のメディアからも多くの質問が寄せられ、法科大学院入学希望者（学生）の新たな選抜方法として注目される所であり、日本のロースクールにその導入を検討するにあたって、本号において翻訳紹介するハワイ大学ロースク

ルの規定が、数少ない貴重な参考例となるものであることをわれわれは確信して翻訳したものである。

ハワイ大学ロースクール学業規則（Academic Regulations）（1）

- セクション1 学業成績の記録
- セクション2 ハワイ大学ロースクール法務博士号取得要件
- セクション3 スペシャルプロジェクト
- セクション4 成績評価
- セクション5 在学継続資格
- セクション6 必修の科目・演習・ワークショップに合格すること及び科目の再履修
- セクション7 書面作成課題の提出期限
- セクション8 監査
- セクション9 再入学
- セクション10 試験
- セクション11 成績評価結果の審査手続
- セクション12 学生による試験答案の審査についての規定
- セクション13 サマースクール
- セクション14 他校訪問中のハワイ大学ロースクール学生
- セクション15 ハワイ大学訪問中の他校の学生
- セクション16 編入学生
- セクション17 単位互換
- セクション18 パートタイム（非常勤）就労
- セクション19 外国の法律プログラム
- セクション20 規則的かつ厳格な参加要件
- セクション21 履修科目の負担

セクション22	ロー・ジャーナル
セクション23	科目履修の取消
セクション24	休学
セクション25	兵役
セクション26	規則の改正
セクション27	抗告
セクション28	プライバシーの権利

以上74号掲載

ハワイ大学ロースクール学業規則 (Academic Regulations) (2)

予備入学 (プレアドミッション) ・プログラム規則

- I. 予備学生の地位
- II. WSRSLに入学するための資格
- III. ロースクール入学許可後

学業に関する異議申立て手続規則

- I. 教員の責務
- II. 学生の責務
- III. 学業上の異議の審理のための手続
- IV. ロースクール学業異議処理委員会
- V. 異議処理委員会の終局的な決定に対する抗告
- VI. 異議処理委員会の権限
- VII. 大学外での救済手段
- VIII. 規則の可分性

以上本号掲載

ハワイ大学ロースクール学業規則（Academic Regulations）（2）
 予備入学（プレアドミッション）・プログラム規則
 （2004年8月 改訂）

ハワイ大学マノア校ウィリア・S・リチャードソンロースクール（以下、「WSRSL」という。）の学業規則は、全ての予備学生¹に適用されて、本規則と一体のものとして扱われる。下記の規定は予備入学プログラム²履修中の学生について特に設けられたものである。上記の2つの学業規則が抵触する場合には、予備入学プログラムのために特に設けられた規定が優先するものとする。

I. 予備学生の地位

A. 予備学生は未分類の大学院学生として登録される。ロースクールに正式に入学することにより、予備学生はロースクール生に分類されたものとして登録される。

II. WSRSLに入学するための資格

A. 必修科目

1. 1年次の通常科目

予備学生は、秋学期に下記の1年次の通常科目を履修するものとする。

LAW 504: リーガル・メソッド・セミナー	3単位
LAW 506: 法情報調査	1単位
LAW 509: 契約法I	3単位
LAW 516: 民事手続法	3単位

¹Pre-Admission student

²Pre-Admission program

予備学生は、春学期に下記の1年次の通常科目を履修するものとする。

LAW 505: 上訴審弁論	2 単位
LAW 510: 契約法II	3 単位
LAW 517: 民事手続法II	3 単位

2. 予備入学演習

予備学生は、さらに、各学期（秋学期LAW 501：3 単位、春学期LAW 502：3 単位）の予備入学演習を履修しなければならない。

3. 補講

さらに、予備学生は、秋学期に、LAW 516L（民事手続法補講 1 単位）及びLAW50（契約法補講 1 単位）、春学期にLAW 517L（民事手続法補講 1 単位）及びLAW 510L（契約法補講 1 単位）を履修しなければならない。

B. 成績評価

1. 予備学生は、予備入学期に履修する1年次の科目において、正規の1年次学生と同じ基準で試験を受験し、成績を評価されるものとする。

a. 上記の科目については、「単位付与」あるいは「単位なし」以外の成績情報が、公式資格で学生自身及び大学職員が職務として取り扱う場合を除いては、何者にも報告されないものとする。

b. 上記の成績評価は、学生の修了認定、退学の回避又はプロペーション³の回避の目的で学生を援助する以外のために用いられることはないものとする。成績評価は、以下のセクションII.C. に基づく学業資格を決定するためにも使用されるものとする。

c. 本セクションにおいて用いられる「単位取得」とは、D以上の成績を

³ハワイ大学学業規則に規定されており、退学が適当か否かを観察するための猶予期間を意味する。

収めたことを示すものである。

2. 予備入学演習及び補講は、多段階評価による参考成績を用いることなく「単位取得」又は「単位なし」としてのみ成績評価されるものとする。「単位取得」は下記の学生に与えられるものとする。
 - a. 予備入学演習及び補講に規則的にかつ時間どおりに参加した学生
 - (1) 欠席は、前記の3つの科目の各1つあたり3回を超えてはならない。それを超える欠席は副研究科長によってのみ許され、健康上やむをえない事由その他個人の緊急事態を理由とするものに限られる。立証書類が要求されることがある。
 - b. 演習や補講の指導者により指示された履修要件、課題、再課題、期限の全てを実質的に遵守した学生
3. 予備学生は科目・演習において「I（不完全）」の成績をとることは許されない。「F」の成績は、学生が試験を受けなかったか、上記B.2の要件を充たさないという場合に付せられることとなる。

C. 常時在籍及びロースクールの入学の基準

1. 早期入学

- a. 予備入学演習、補講、法情報調査において単位を取得し、予備入学秋学期の契約法・民事手続法に関して2.50以上2.99以下のGPAを取得した学生は、副研究科長が学生の申入れに基づき入学を遅らせるべき特段の事情が存するものと決定した場合を除き、春学期より正規の学生として入学を認められるものとする。予備入学演習、補講、法情報調査において単位を取得し、予備入学秋学期の契約法・民事手続法に関して3.00以上のGPAを取得した学生は、春学期より正規の学生として入学を認められるものとする。

2. 予備入学プログラムの継続

- a. 予備学生が、予備入学プログラムにおける第2学期の継続を認められるためには、予備入学プログラムにおける第1学期の通常科目の全てにおいて1.00以上のGPAを取得し、予備入学演習及び補講において単位を取得しなければならない。
3. 学生が、予備入学プログラムの両学期において、予備入学演習及び補講で単位を取得し、
- a. 予備入学プログラム春学期で履修した全ての科目で2.00以上のGPAを取得した場合、又は、
- b. 予備入学プログラムの両学期で履修した全ての科目で2.00以上のGPAを取得した場合には、
- その次の秋学期より正規に分類されたロースクール生として入学を認められるものとする。
4. 仮入学
- a. 学生が、予備入学プログラムの両学期において、予備入学演習及び補講で単位を取得し、
- (1) 予備入学プログラム春学期で履修した全ての科目で1.60以上1.99以下のGPAを取得した場合、又は、
- (2) 予備入学プログラムの両学期で履修した全ての科目で1.60以上1.99以下のGPAを取得した場合には、
- その次の秋学期より正規に分類されたロースクール生として仮入学を認められるものとする。
5. 予備入学プログラムからの退学
- a. 上記のC. 2に規定されるところの、予備入学プログラム第2学期への継続を認められるための要件を充たすことのできなかった学生は、予備入学プログラムから退学させられるものとする。
- b. 上記のC. 3又は4に規定されるところの、予備入学プログラム両学

期後の入学のための要件を充たすことのできなかつた学生は、ロースクール生としての入学を認められないものとする。

III. ロースクール入学許可後

A. 1又は2の予備入学プログラムの学期を終えてロースクールへの入学が認められた学生は下記の定めに従う。

1. 予備入学プログラムの学期に履修した科目のうち、ロースクールの1学年次の通常科目についてのみ、修了要件に算入される。
2. 予備入学年次においてFを取得した科目については通常の科目を再履修しなければならない。再履修の場合にはD以下の成績評価を受けるものとする。ロースクール入学許可後の再履修については、ロースクール学業規則セクション6の定めに従うものとする。
3. 予備入学プログラムの学期に履修していない全ての1年次科目と演習を履修しなければならない。但し、予備入学プログラムを1学期のみ修了した後にロースクール入学が許可された学生は、入学許可直後の第2学期において1年次の連続科目（たとえば不法行為II）を履修することは許されない。
4. 副研究科長の同意を得て、通常の1年次科目の履修を完了する学生については、2学年次以上に配当される法律科目を履修することができる。入学許可を受けた予備学生は、入学許可後最初の学期において12単位を超えて履修しないことが強く推奨される。1学年を修了した学生のみがエクスターナシップを履修することができる。

B. 在籍

1. 予備入学プログラムの学期は修了認定のための6学期在籍の要件には算入されないものとする。ロースクール学生が法律学の履修を完了しなけれ

ばならない5年の期間は、ロースクールに正式に入学した最初の学期から開始するものとする。

C. 仮入学

1. 正規の1学年次のクラスに仮入学を認められた予備学生は、仮入学許可後の最初の学期で少なくとも1.75のGPAを取得しない限り、継続して在籍することができない。仮入学期間中の学生は、その後の各学期において、少なくとも2.0以上のGPAを取得しなければならない。

D. サマースクール

1. 早期に入学を許可され、良好な成績を収めている予備学生は、正規入学後の最初の学期後の夏休みにABAにより認可されたサマープログラムを履修することができる。但し、第1年次の科目の履修を完了できない場合、予備学生が特定の選択科目を履修するにつき影響が及ぶことに留意されたい。

学業に関する異議申立て手続

（2001年7月 改訂）

ここに定める規定・手続は、WSRSLの教授会⁴が、個々の学生と個々の教員との間の学業関係から生じる問題を解決することにより、ロースクールの教員と学生の一貫した公平な取り扱いに役立てるべく、制定したものである。本規定・手続は、教員の教授者としての責務と学生の学習者としての責務に関連し随伴する問題についてのみ適用されるものである。

大学全体の規定と手続に従い、上記の規定と手続はロースクールで科目を履修する学生についてのみ適用されるものである。上記の手続を通じて下された決定は、大学全体として終局的なものとする。

定義規定

学生：ロースクールにおいて学業単位を取得するための科目を履修する全ての個人

教員⁵：ロースクールにおいて学業単位のための研究・教育に従事する全ての個人

学期：サマースクールを含む全ての教育期間

I. 教員の責務

教室および会議では、教員は、その行動につき最高の専門的な水準に従うことが要求される。教員の責務は下記事項を含むものである。

⁴以下、教授会という場合、断りのない限り、専任全教員が参加する会議をいうものとする。

⁵Faculty Member を教員と翻訳した。

- A. 「学生の責務」(セクションII)に示された責務を果たして行動する学生が履修する全ての科目の履修を完了することを認める。
- B. 最新の受講案内と基本的に合致した授業を行うこと。
- C. 学生に対し、学期もしくは授業の始まりにおいて、科目の目的、成績評価基準、課題を明示したシラバス、出席要件(II. B参照)、科目における授業の実施方法につき文書で説明すること。科目のシラバスは、予習課題の変更を反映させるべく、学期中は口頭もしくは文書で改訂することができる。実質的な変更及び試験の詳細についての変更は書面でなされなければならない。
- D. 学生の提出した課題、試験答案は、学生に返却されない限り、1年間保管すること。
- E. クラスのスケジュール(開始時間・修了時間)を記載したインストラクション(内容説明書)を交付し、ロースクールのスケジュール及び試験期間を遵守すること。
- F. 学生に対し、科目における学生の業績・進歩についての公正かつ客観的な評価を適宜与えること。
- G. 教員の科目において、要求があった場合、学生に対する最終成績について議論し、専門的な裁量の濫用、恣意、偏向その他重大な不公正のないようにすること。
- H. 教育環境において学生を公平で偏向のないように取り扱い、人種・宗教・

民族・性・障害・年齢による差別及びいやがらせが生じないようにすること

- I. 通常の学期中、学生と会談できるよう、合理的で相互の便宜に資するオフィスアワーを掲示し、これを守ること。
- J. 学生その他の者による貢献についての著者の表示について、1975年12月に採択された教授会規則及びその修正に従うこと。
- K. 学生が異議を申し立てたことを理由として、学生に対し、異議申立て手続を妨害したり、制裁的な行動をとったりしないこと。

II. 学生の責務

ロースクール学業異議処理委員会（異議処理委員会）が、異議を審理するかどうかについての決定は、部分的には、異議に関する全ての事項に関して、異議を申し立てた学生が下記の責務を果たしたかどうかにかかっているものである。

- A. 教室内で他の学生の学習する権利を害するような行動をとらないこと。
- B. 教員の要求に従って授業に出席し、欠席は最終成績もしくは単位取得につき不利に作用しうることを認識すること。
- C. 教員により指示された科目の課題・要件を充足し、課題・要件の不充足は最終成績もしくは単位取得につき不利に作用しうることを認識すること。
- D. 大学及びロースクールによって公布された学生・学業・行政規則に従うこ

と。

E. 異議の救済を求めるにつき公式の手續に従うこと。

F. 軽率な異議を差し控えること。

G. 人種・宗教・民族・性・障害・年齢による差別及びいやがらせが生じないような教育環境を作り出すように努力すること。

III. 学業上の異議の審理のための手續

学生が、自らの異議に関して学生としての責務を果たしており、教員が本規則のセクションIに規定される責務を果たしていないと信じる時、もしくは、教員が、学業関係において恣意的・気まぐれに行動したと信じる時は、学生は、救済を求めるための行動をとることができる。行うことのできる行動は下記に要約されたとおりであり、科目についての成績が学生に送付されてから45日後までに提起されなければならない。異議処理委員会は秋・春の各学期中のみ開催されるものであるから、学生の行動が学期の終りに開始された場合、その終結が次の学期にずれこまざるを得ないこともありうる。

A. ステップ1 (非公式の手續) 学生は当該教員との間で問題を解決しようと試みるべきである。学生は、当該教員と話し合う前に、異議について研究科長補佐又は副研究科長と話し合うことができる。異議がセクシャルハラスメントに関する請求を含む場合には、学生は、教員と話し合う前に、大学の公平及び是正行動官⁶に相談すべきである。教員との問題の解決を試みる際

⁶Equal Opportunity and Affirmative Action Officer

には、学生と教員は大学内で利用可能な専門的な調停サービスを利用することが推奨される。異議に関して学生から接触を受けたときは、教員は、まず、上記の手続が存在することを了知させ、手続前に学生が副研究科長の事務所からコピーを取得するよう促すべきである。

ステップ1による解決が成績の変更を相当とする場合は、成績変更は全教員会議の承認を得た上で行われなければならない。

B. ステップ2（公式の手続） ステップ1で問題を解決することが出来ない場合、学生は、(1)在り得る一定の違反行為を特定した上で、学生の覚知した事実。(2)要求する救済。(3)ステップ1での協議があった場合は、そこでの教員の対応を記載した正式な書面での申立書を作成する。本申立書は教員のための副本1通を添えて、ステップIによる解決が学生に通知された日から14日以内に副研究科長に提出されなければならない。もし副研究科長が当該教員として関わっている場合には、研究科長が本セクションでの副研究科長の任務を遂行するものとする。セクシャルハラスメントを主張する正式な異議申立書は副研究科長により審理されることはなく、直ちに公平及び是正行動官に送付される。

副研究科長は、まず学生と教員に別々に面会するか、両当事者が同意した場合には双方とともに異議申立てについて協議して、相互に合意できる解決を試みるものとする。異議申立書の受領後14日以内に解決が出来ない場合は、副研究科長は、両当事者に対し、ステップ2が終結し学生はステップ3による解決を申し立てることができる旨を書面で通知するものとする。

ステップ2による解決が成績の変更を相当とする場合は、成績変更は全教

員会議の承認を得た上で行われなければならない。

- C. ステップ3 (ロースクール学業異議処理委員会) 異議申立書の受領後14日以内に、両当事者がステップ2において満足できる解決に達しない場合には、学生は副研究科長に対し、書面で、異議処理委員会での審理を請求することができる。かかる請求は、学生が、ステップ2が終結した旨を通知された日から14日後までに行わなければならない。学生は、請求につき、ステップ1及び2に関連する全ての書類の写しを添付し、学生が保持していない関連性のある資料についてはその保管者の氏名を副研究科長に知らせるものとする。セクションIV.Dで要求される全ての通知がなされることは副研究科長の義務である。副研究科長は本項で述べられた全ての資料を異議処理委員会の委員長に交付しなければならない。

IV. ロースクール学業異議処理委員会

- A. ロースクール学業異議処理委員会の構成 下記Bに規定される場合を除き、各異議処理委員会は、研究科長により選任された3年次の学生1名及び専任教員4名により構成される。教員委員は、毎学年度、同時に、他の委員会の委員が選任されるのと同様の手続で選任されるものとする。
- B. 教員のみにより構成される異議処理委員会委員の選任 学業に関する異議を申し立てた学生は、異議処理委員会が、研究科長により選任された専任教員のみによって構成されるべきことを請求することができる。この請求は、副研究科長に対し、委員会による審理の請求がなされた日から3日後までに書面でなされなければならない。
- C. 異議処理委員会委員の除斥・交替 異議処理委員会委員長の見解において、

委員会委員と案件又は案件に関連する個人との関係が、委員会により公平な決定を下すにつき支障があると認めるときは、委員長は、当該委員を直ちに委員会の委員から除斥し、研究科長により代替の委員が選任されるものとする。

D. 異議処理委員会の責務と手続

1. 審理前手続

- a. 異議処理委員会が全会一致で、異議につき合理的な問題が存しないと決定したときは、審理請求を拒絶することができる。ステップ1及び2の集結が自動的に正式な審理を導くというものではない。審理を拒絶する旨の決定はロースクール教授会に抗告することができる。この抗告は異議処理委員会の決定通知を受領した日から5日以内に書面で行わなければならない、その次に開催される定例教授会において審議されるものとする。
- b. 異議処理委員会は、抗告を受領した日の7日後までに、異議につき審理するかどうかを決定するものとする。
- c. 異議処理委員会は、審理を行うと決定した日から14日以内に審理を行うものとする。
- d. 異議処理委員会は、請求・抗告等の期間の遵守につき誠実な努力がなされたことの証拠が存するときは、上記期間の制限を適用しないことができる。
- e. 審理期日が決定される際に、異議処理委員会委員長は下記の事務を行う。
 - 1) 学生及び教員に対し、審理の7日前までに、審理を行う旨を書面で通知する。
 - 2) 全ての当事者に対し、審理の日時及び場所を通知する。

2. 審理手続

異議処理委員会は、審理の際の行為につき、下記を含む書面のガイドラインを採択するものとする。

- a. 異議申立学生及び教員は、補助者を付すこと及びその氏名を審理の7日前までに委員長に通知することにより、補助者を出席させることができる。補助者を付する旨は相手方当事者に通知され、その場合には、相手方当事者は通知することなく補助者を付することができる。
- b. 審理は、異議申立て学生又は教員が書面で非公開の審理を要求しない限り、公開とする。非公開の審理の要求は、審理の24時間前までに行わなければならない。
- c. 異議申立学生は明確かつ説得力のある証拠により自らの主張が正しいことを立証する責任を負うものとする。
- d. 委員長は、審理をテープに録音し、秩序を維持する責務を負い、審理につき適宜必要な決定を下し、重要でなく又は不当に蒸し返された証拠を排除する権限を有するものとする。
- e. 異議申立学生及び教員は、関連する全ての争点につき証拠を提出し主張を行う機会を与えられなければならない。
- f. 口頭もしくは書面の証拠の提出が許される。
- g. 異議申立学生及び教員は証人に質問を行い、弾劾証言を提出する権利を有する。
- h. 異議処理委員会の委員全員が証人に質問することができる。
- i. 異議処理委員会は、証人から、異議申立学生又は教員から提出された以外の証言を得ることができる。委員会はまた、ステップ1又は2で提起されなかったり、審理の際に当事者から提起されなかった問題に関連する成績表等の書類・資料を収集することができる。他の機密書類については、適当な関係者の同意を得た場合に限り収集することができる。

- j. 審理は、教員の欠席が十分かつ相当な理由によるものである場合を除き、異議の理由となる行為を行ったと主張されている教員が欠席していても開かれるものとする。教員が十分かつ相当な理由により出席できず、審理の延期を希望する場合には、委員会は状況下で相当な期間、審理の延期を許可することができる。十分かつ相当な理由の有無に関する委員会の決定は、大学内での確定的な決定とする。
- k. 異議申立学生が、十分かつ相当な理由のある場合を除き、審理に出頭しない場合は、異議申立ては、再度の提起が許されない形で棄却される。十分かつ相当な理由の有無に関する委員会の決定は大学内での確定的な決定とする。
- l. 全ての証言がなされた後の異議処理委員会による評議は非公開とする。
- m. 異議処理委員会が事実を認定し決定に至った後、委員長は異議申立学生及び教員に対し、決定から7学業日以内に、書面で事実認定及び決定を通知するものとする。事実認定及び決定のコピーは副研究科長に送付されるものとする。

3. 異議審理記録

- a. 副研究科長は異議処理委員会の審理の全ての出来事についての経過表を保持しなければならない。経過表には論争の主題について短い記述を含むものとするが、個人を特定する情報を記載してはならない。記録は副研究科長のオフィスにおいて閲覧に供されるものとする。
- b. 副研究科長により保持される他の記録として、主張書面、申立てとその決定、口頭の証言を含む証拠、異議処理委員会の報告書、審理の録音テープ等が含まれるが、それらについては関連当事者以外の閲覧には供しないものとする。上記の資料は、大学における通常の記録保管規定・慣行に即した期間のあいだ保管されるものとする。異議申立ての処理結

果の要約は学生の記録に綴られるものとする。

V. 異議処理委員会の終局的な決定に対する抗告

- A. 教授会による審査 異議申立学生又は教員は、異議処理委員会による書面での終局的な決定に対して、教授会に抗告することができる。抗告は委員会での報告書が発行された日から14日以内に、副研究科長に対し、書面でなされなければならない。当事者の抗告申立書には、決定に対してどのような救済がなされるべきかを記載しなければならない。教授会は抗告の震災に必要な限りで証拠・証言を審査するものであり、その審査は異議処理委員会で提起された争点に限定されない。
- B. 回避 教授会の教員が、自己と関連する当事者との関係が公平な決定を下すにつき支障があると判断するときは、当該教員は審査を回避することができる。
- C. 審理期日 全ての抗告は、抗告の受理後35日以内に審理されるものとする。但し、教授会は秋・春の学期中にのみ開催されるものであるから、学期の終りに申し立てられた抗告の審理は、次の学期にずれ込む可能性が存するものである。
- D. 審理への出席権 異議申立学生及び相手方教員は、教授会の裁量により、教授会での審理に出席を要求されることがあるが、いずれの当事者も出席する権利を有するものではない。
- E. 教授会の決定による確定 異議処理委員会の決定の審査として行われた教授会の決定は大学内で確定するものとし、それ以上の審査は行われぬもの

とする。

F. 当事者に対する通知 教授会は、審理のなされた日から3日以内に、両当事者に対し、副研究科長を通じてその決定を通知するものとする。

G. 教授会の権限 教授会は異議処理委員会の決定を支持・破棄・修正する権限を有するものとする。

VI. 異議処理委員会の権限

A. 上記の規定・手続を通じてなされた事実認定・決定はハワイ大学マノア校において確定するものとする。

B. 研究科長が異議申立てに対する救済を指揮する権限を有する。

VII. 大学外での救済手段

ハワイ大学ロースクールにおける教員の責務・学生の責務・学業異議申立手続に関する規定のいかなる文言も、学生又は教員が、学外の管轄を有する執行機関に対して救済を求めることを排除するものではない。

VIII. 規則の可分性

ハワイ大学ロースクールにおける教員の責務・学生の責務・学業異議申立手続に関する規定の一部が憲法に違反すると判断された場合であっても、それ以外の規定はそれとは分離して取り扱われるべきものとする。